

日本ジャージー登録協会定款

制定 昭31. 8. 10
改正 昭39. 3. 30
昭41. 3. 1
平 6. 5. 16
平15. 4. 1
平16. 9. 3
平18. 7. 10
平19. 5. 30

第1章 総 則

第1条 本会は日本ジャージー登録協会（The Jersey Cattle Association of Japan）（J C A J）と称する。

第2条 本会はジャージー種牛の優良な血統を保存普及し形質の改良と能力の向上を図り、あわせて会員相互の利益を増進することを目的とする。

第3条 本会の事務所は東京都中野区にこれを置き必要ある場合は適当な地に支部をおくことができる。

第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. ジャージー種牛の登録、審査及び検定
2. 登録情報の維持、管理及び提供
3. 審査及び登録に関する研修会の開催
4. 機関誌の発行
5. その他本会の目的を達成するため必要な事業

第5条 事業の執行に関する規程は理事会の決議により別にこれを定める。

第2章 会 員

第6条 以下に掲げる者は本会の会員となることができる。

1. ジャージー種牛の所有者又は飼養者（正会員）
2. 学識経験ある者又は酪農に関係ある者（名誉会員）

第7条 前条第1号に掲げる資格を有する者が本会の会員となろうとする場合には本会に申し込むものとする。

前条第2号に掲げる者は総会の決議によるものとする。

第8条 正会員は総会の決議で定めた会費を納入しなければならない。

第9条 会費徴収に関する規程は理事会の決議によりこれを定める。

第10条 会員が退会しようとするときは、本会に届け出なければならない。

第11条 会員は下の事由によって脱退する。

1. 会員たる資格の喪失

2. 退 会
3. 除 名
4. 死亡又は解散

第 12 条 会員が本会の目的に反する行為をしたとき、又は会費の納入を怠りその他会員の義務を果たさなかったときは総会の決議によりこれを除名することができる。

第 13 条 退会した者又は除名された者は本会の対し既納の会費又は登録料の返還を請求することができない。

第 3 章 役員及び職員

第 14 条 本会に下の役員を置く。

1. 理 事 15 名以内
2. 監 事 3 名以内

理事及び監事は総会において会員中よりこれを選任する。ただし、名誉会員中より選任できるものは理事の定数の 3 分の 1 以内とする。

理事の内 1 名を会長、1 名を副会長、若干名を常任理事とし、理事の互選によりこれを定める。

第 15 条 理事及び監事の任期は 3 年とする。ただし、再選を妨げない。

補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

役員は任期満了後であっても後任者の就任するまでなおその職務を行うものとする。

第 16 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

常任理事は、常任理事会を組織し、本会の常務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは、予め会長の定めた順位によりこれを代理し、会長及び副会長欠員のときはその職務を行う。

理事は、理事会を組織し、本会の業務を処理する。

監事は、本会の財産及び業務執行の状況を監査する。

監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 17 条 本会に顧問をおくことがある。

顧問は総会の決議により会長が委嘱する。

第 18 条 役員の報酬その他の給与は総会の決議により会長がこれを定める。

第 19 条 職員は会長これを任免する。

職員の服務及び給与に関する規定は理事会の決議により会長がこれを定める。

第 20 条 本会の事務を遂行するため事務局を置く。

事務局に関する規定は、理事会の決議により会長がこれを定める。

第 4 章 総会及び理事会

第 21 条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

総会は会長が招集しその議長となる。

第 22 条 通常総会は毎年会計年度終了後 3 か月以内に開催するものとする。

会長が必要があると認めたときは、何時でも臨時総会を開くことができる。

第 23 条 総会の招集の 2 週間前までにその会議の目的とする事項、日時及び場所を会員に通知して行うものとする。

第 24 条 正会員が総数の 4 分の 1 以上の同意を得て会議の目的たる事項を示し総会の招集を請求したときは会長はその請求を受けた日から 3 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

第 25 条 次の事項は総会の決議を経なければならない。

1. 定款の変更
2. 毎年度の事業計画
3. 収支予算、決算及び会費の分賦
4. 基本財産の取得及び処分
5. 役員を選任及び解任
6. 会員の除名
7. 解散及びこれに伴う財産の処分
8. その他理事会において必要と認めた事項

第 26 条 総会においては予め通知した事項に限り議決する。ただし、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があるときはこの限りではない。

第 27 条 総会の議決は出席した正会員の議決権の過半数で決する。

可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、定款の変更は出席した正会員の議決権の 3 分の 2 以上、解散の議決は正会員が 3 分の 2 以上出席してその議決権の 4 分の 3 以上で決する。

第 28 条 会議に出席しない正会員は書面を以て表決をなし又は他の正会員に代理せしめて議決権を行うことができる。

第 29 条 理事会は必要に応じて会長が召集しその議長となる。

理事会の議決は理事の過半数で行う。

可否同数のときは議長の決するところによる。

理事会の議決を要する事項で軽微なものについては書面で表決することができる。

第 30 条 総会の議決を経なければならない事項で緊急の必要により総会を招集する暇がないときは常任理事会の議決を以て総会の議決に代えることができる。

前項の場合においては会長は次の総会においてその承認を求めることを要する。

第 31 条 総会の議事録は議長がこれを作成し議事の経過の要領及びその結果を記載し議長及び議長の指名した出席正会員 2 名以上がこれに記名捺印する。

前項の規定は理事会の議事録にこれを準用する。

第 32 条 総会の議事の要領及び議決した事項は会員に通知する。ただし、本会の機関誌に掲載してこの通知に代えることができる。

第 5 章 資産及び会計

第 33 条 本会の経費は次に掲げるものからこれを支弁する。

1. 会 費
2. 事業又は財産から生ずる収入
3. 有志又は会員の拠出、寄附金品

4. 国庫又はその他からの助成金若しくは補助金
5. その他の収入

第34条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第35条 本会は次の帳簿を備え随時会員の請求により閲覧に供する。

1. 登録及び登記の台帳
2. 事業台帳
3. 財産台帳
4. 出納帳及び預金通帳
5. 総会及び理事会の議事録
6. その他の書類

第6章 解 散

第36条 本会が解散したときは理事をその清算人とする。